

奈良県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第七十一号

奈良県契約規則の一部を改正する規則

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同項第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同項第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同項第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第二十八条第一項中「（特例政令第二条第五号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、その最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行うことを定めた場合に限り、二十四日前）」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第二条第六号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行うことを定めた場合における最初の契約以外の契約に係る公告（以下「一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る公告」という。）を除く。）その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告（同日以後に行われる一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る公告を含む。）その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。